放射性廃棄物問題における無責任と不可視の構造

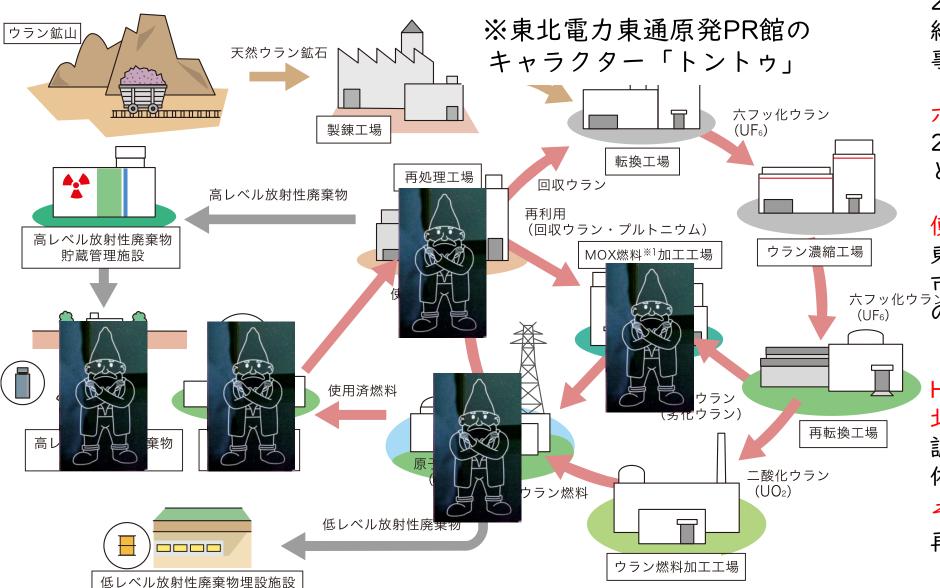
茅野 恒秀

(原子力市民委員会 核廃棄物部会)

解決にはほど遠いバックエンド問題

出所・工程	総称	現在の状況
ウラン転換・ 濃縮・加工	ウラン廃棄物	2050年までにII万トン、事業者が保管。2000年「基本的考え方」(原子力委)→規制検討中(規制委)
発電所運転	低レベル廃棄物	六ヶ所村に埋設(L2ピット処分)、極低レベルはサイト内埋設 (L3トレンチ)実績あり
	使用済核燃料	約18000トン。全量再処理にまわる「資源」という建前
廃止・廃炉	廃炉廃棄物	LIは中深度処分対象。六ヶ所村に試験空洞あるが、詳細未定。
再処理・MOX	高レベル廃棄物	ガラス固化体2492本/東海村・六ヶ所村には未固化の高レベル 廃液が650立米/ガラス固化体の最終処分地未定
	TRU廃棄物	放射能濃度の極めて高い低レベル廃棄物を含む/委細未定
	プルトニウム	核兵器保有国以外では突出45.5トン保有、プルサーマルで使い切れなければ安全保障上の懸念を世界に与えてしまう

行き詰まる核燃料サイクル



六ヶ所再処理工場

1993年着工、トラブル続きで 2021年現在、未だ完成しない。 経済合理性もない。 事実上の中間貯蔵施設

六ヶ所MOX燃料加工工場 2010年着工、2024年竣工 と言っているが?

使用済み燃料中間貯蔵施設

東電・日本原電分は青森県むつ 市に建設も、搬入は再処理工場 うの稼働次第と事業者が明言。

HLW処分施設

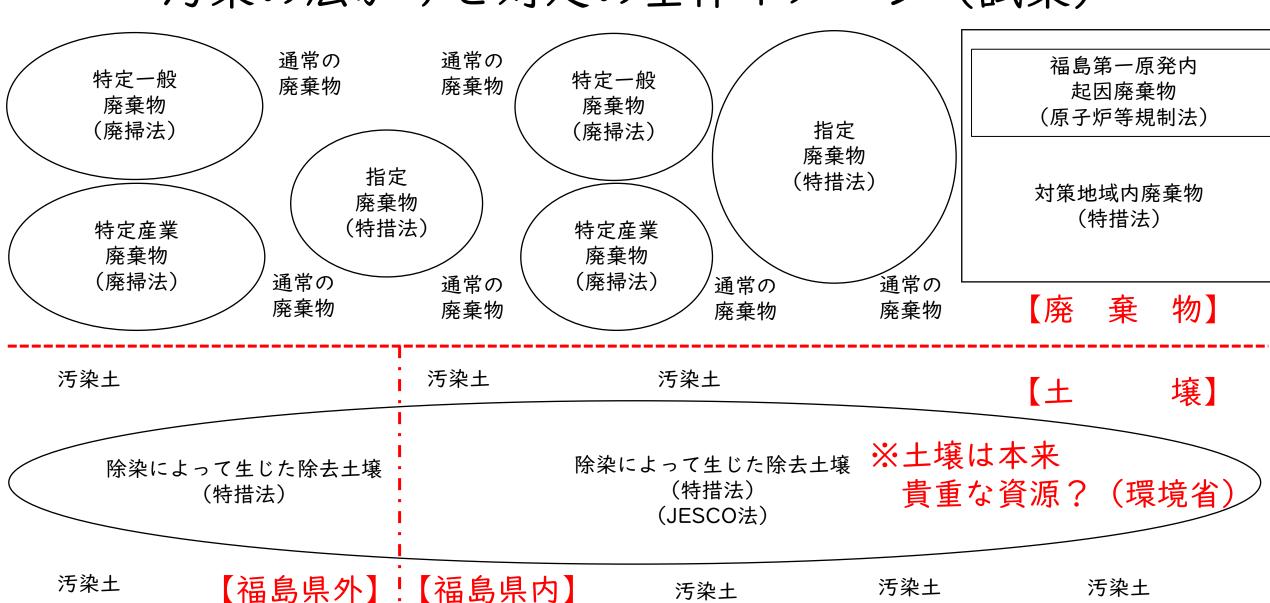
北海道寿都町、神恵内村が文献 調査に名乗りを上げた段階。具 体的には何も決まっていない。

そもそも各地の原発

再稼働できた発電所は9基だけ。

(日本原子力文化財団/原子力総合パンフレットWeb版)

事故由来の放射性廃棄物・除去土壌 汚染の広がりと対処の全体イメージ(試案)



私たちの考え方

(2014年版から基本的に継承)

- ①廃棄物を今以上に増加させない。=稼働させない。
- ②再処理、増殖炉、ウラン濃縮など関連施設は即時・順次廃止。
- ③拙速に対処を進めるのではなく、国民的議論と合意のための場 やプロセスの形成と対処の原則確立を最優先に取り組む。その 条件として、対処する廃棄物の総量を確定させる必要がある。
- ④国民的合意が形成されるまで当面は暫定保管。これは長期的に 責任ある対処を進めていくために必要な一時的措置。
- ⑤環境汚染、被ばく、国民負担の3つを最小化することが原則。
- ⑥発生者と政府の双方の責任を明確にしながら進める。
- ⑦安全確保が必要なものは必要な応急措置を(HLW廃液等)。

どうすればよいか?:変革の方向(案)

現在の仕組み

- 原子力基本法には廃棄物に対応する枠組 みなし。原子炉等規制法などに、事業者 に対する規制・許認可があるのみ。
- 高レベル放射性廃棄物はガラス固化体 (とTRU廃棄物)に限って、最終処分法 によって国の関与が前面に出ているのみ。
- 放射性廃棄物の総合的な政策がなく、処分地選定や規則などがまちまち。
- ※環境関連各法で放射性物質が都合よく除 外されている。

あるべき姿

- 基本法の中に廃棄物を明確に位置づける。
- 使用済核燃料など建前上「資源」と位置 づけてきたものも「廃棄物」と位置づけ 直す(日本学術会議の回答書と同様)。
- 現行法を総点検の上
- ①施設の規制に関する規定
- ②原子力施設の廃止措置に関する規定
- ③放射性廃棄物の処理に関する規定
- →3つの機能を充分果たせるよう再編成
- →必要なら(仮)放射性廃棄物法を新設
- →国民参加などプロセスを重視